地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 七の二　建設業者の労働力の調達に関する指導に関すること。 八～四十八　（略） （河川部の所掌事務） **第八条**　河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十三　（略） 三十四　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（建政部の所掌に属するものを除く。）。 三十五　（略） ２・３　（略） **第四十六条**　削除 （総務課の所掌事務） **第六十九条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、調節池工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所、管理所及び道路メンテナンスセンター（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。 九　（略） （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） 七の三　建設業者の労働力の調達に関する指導に関すること。 八～二十六　（略） （建設産業課の所掌事務） **第八十三条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第八十一条第三号から第七号まで、第七号の三から第十三号の六まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。 二　（略）	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） （新設） 八～四十八　（略） （河川部の所掌事務） **第八条**　河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十三　（略） 三十四　洪水予報、水防警報その他水防に関すること（建政部の所掌に属するものを除く。）。 三十五　（略） ２・３　（略） （流域・水防調整官） **第四十六条**　中国地方整備局の河川部に、流域・水防調整官一人を置く。 ２　流域・水防調整官は、命を受けて、特定の重要な河川に係る流域の治水対策及び自然環境の保全に関する調整並びに水防に係る調整及び指導に関する事務を整理する。 （総務課の所掌事務） **第六十九条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、総合開発工事事務所、導水工事事務所、国道事務所、公園事務所、営繕事務所、技術事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所、管理所及び道路メンテナンスセンター（以下「河川国道事務所等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の河川国道事務所等の事務の運営の指導及び改善に関すること。 九　（略） （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） （新設） 八～二十六　（略） （建設産業課の所掌事務） **第八十三条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第八十一条第三号から第七号まで、第八号から第十三号の六まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。 二　（略）